

## 『町田市いじめ防止基本方針』概要版

# いじめを「防ぐ」 いじめに「気付く」 いじめから「守る」

2014年10月 町田市教育委員会

- 1 町田市いじめ防止基本方針
- 2 いじめとは
- 3 「防ぐ」「気付く」「守る」ために
  - (1) いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」保護者・地域住民の姿
  - (2) いじめに「気付く」ポイント
  - (3) 相談窓口の一覧

## 1 町田市いじめ防止基本方針

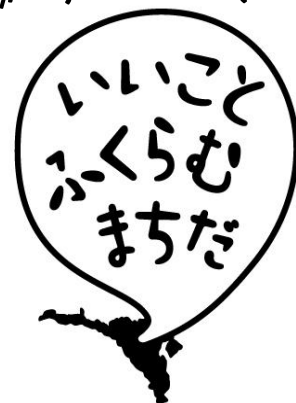
学校では、次代を担う子どもの豊かな心の醸成を図るために、教育活動全体をとおして、他者を思いやる心、生命や人権を尊重する心、正義感や公正さを重んじる心を育てています。

これまでにも、いじめを防止するために、学校は様々な努力を重ねてきたところですが、抜本的な解決には至りませんでした。いじめが背景事情とされ、子どもが自ら命を絶つという痛ましい事案が全国各地で発生し、憂慮すべき事態となっております。

いじめに「気付く」ためには、どの学校でもどの子どもにも起こり得るものという危機感をもたなくてはなりません。いじめから「守る」「防ぐ」ために、いじめは決して許されない人権侵害であるという認識の下、その兆候をいち早く把握し、迅速に対応することが必要です。

町田市では、『いじめ防止対策推進法』並びに『東京都いじめ防止対策推進条例』に基づき、次のとおり、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、これまで以上に学校、教育委員会、さらには家庭や地域も含めた社会全体が一丸となって、いじめ問題への取組を推進します。

学校・家庭・地域・関係機関が  
力を合わせて



### 4つの基本方針

1 いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」ために、学校・家庭・地域が一丸となります。

2 いじめに「気付く」早期発見と適切な対応を促進します

3 学校と教育委員会の連携を強化します。

4 学校と関係機関の連携を促進します。

## 2 「いじめ」とは

### (1) 「いじめ」とは〈「いじめ防止対策推進法」第1章（総則）第2条（定義）〉

「いじめ」とは、児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (2) 「いじめ」は、どのように起きているのでしょうか？

- 冷やかしゃからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコン、携帯電話、携帯ゲーム機等で、掲示板への書込みによる誹謗中傷、個人情報の勝手な掲載、虚偽内容の掲載、なりすまし、チェーンメール、悪質な画像・動画投稿等の嫌なことをされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。



「いじめである」「いじめではない」と判断し明確にすることよりも、いじめにつながる心配がある事例全てに対して、適切に対応することが大切です。

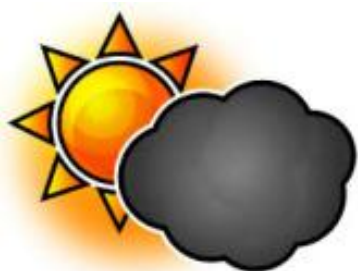
### (3) 子どもの悩み・苦しみを受けとめましょう

#### 【悩む・苦しむ子どもの姿】

- いじめられる子どもの「人に知られたくない」「みんなに心配をかけたくない」という思いから、問題が見えにくくなっていることがあります。
- いじめの事実を大人に告げることによって、さらに自分へのいじめがエスカレートすると恐れている子どもがいます。
- 悩み、苦しみながら、誰にも相談できず、一人で問題を抱え込む子どもがいます。

#### 【悩む・苦しむ子どもへの支援】

- 子どもが、いつでも気軽に相談できたり、大人と話をしたり、大人と一緒に活動したりする場を工夫しましょう。
- いじめられている子どもには、最後まで守り通すことを約束するとともに、「あなたは悪くない」と伝え、自尊感情を失わせないようにしましょう。
- いじめられていることを一人で悩み、苦しみ続けるのではなく、必ず誰かに相談するよう、積極的に呼びかけましょう。
- 大人は、日頃から、子どものサインに気付き、子どもの悩み・苦しみを受けとめるようにしましょう。



### 3 「防ぐ」「気付く」「守る」ために

#### (1) いじめを「防ぐ」、いじめから「守る」保護者・地域住民の姿

いじめがますます複雑になる中、いじめ問題を速やかに的確に解決できるようにするため、学校、家庭、地域、関係機関の協力が必要です。

- 保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭での話し合い等をとおして、規範意識を養うための指導を行うとともに、子どもをいじめから守る。
- 携帯電話やスマートフォン、ゲームを与えるときは目的や約束を確認する。
- いじめは絶対に許されないとの認識に立ち、学校・家庭・地域の連携を推進する。
- 子どもが相談しやすい雰囲気を持ち、日頃から子どもとの信頼関係を深める。
- 子どもが安心する温かい家庭・地域を維持する。
- 気になる子どもを見かけたら声をかけ、いじめられる子どもがいたら徹底して守り通す。
- 登下校時の見守りなどをとおして、被害の子どものみならず、周囲の子どもも、多くの大人に見守られていることを実感できるようにする。
- 保護者会や地域の会合等で、いじめ問題根絶に向けて情報共有や話し合いを行う。
- 学校いじめ基本方針、取組等を理解し、いじめの情報を得た場合には、学校に早期に連絡、相談するなどの協力をする。
- PTA 役員等が被害・加害の子どもを保護者に働き掛けることが効果的な場合があるため、学校とPTA等の連携・協力関係をつくる。

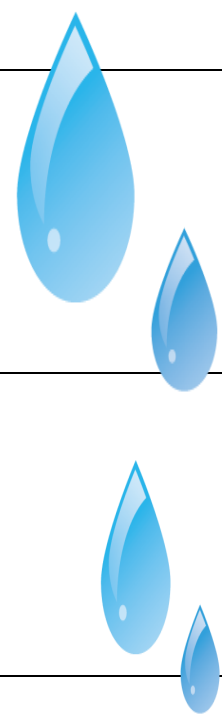
#### (2) いじめに「気付く」ポイント

保護者・地域の方は、子どもたちが発するサインに気付いたら、学校等に連絡、相談することが必要です。

の表情・態度 家庭や地域で	<input type="checkbox"/> 挨拶をしても返さない。 <input type="checkbox"/> 笑顔がなく沈んでいる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりとしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 視線をそらし、合わそうとしない。 <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる。	<input type="checkbox"/> 表情がさえず、ふさぎ込み元気がない。 <input type="checkbox"/> 周りの様子を気にし、おずおずとする。 <input type="checkbox"/> 感情の起伏が激しい。 <input type="checkbox"/> いつも一人で過ごしている。
身体・服装	<input type="checkbox"/> 身体に原因不明の傷などがある。 <input type="checkbox"/> けがの原因をあいまいにする。 <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、活気がない。 <input type="checkbox"/> 登校時に、体の不調を訴える。	<input type="checkbox"/> 寝不足で顔がむくんでいる。 <input type="checkbox"/> 服が汚れたり、破けたりしている。 <input type="checkbox"/> 服に靴の跡が付いている。
持ち物・金銭	<input type="checkbox"/> かばんや筆箱等が隠される。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きがある。 <input type="checkbox"/> 靴や上履きが隠されたりいたずらされたりする。 <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 「なくした」「落とした」などと言うことが多い。	



言葉・行動	<input type="checkbox"/> 他の子どもから、言葉かけを全くされていない。 <input type="checkbox"/> いつも一人でいたり、泣いていたりする。 <input type="checkbox"/> 登校を渋ったり、忘れ物が急に多くなったりする。 <input type="checkbox"/> 家から金品を持ち出す。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が入るが出ない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する、不安な表情を浮かべる。
遊び・友達関係	<input type="checkbox"/> 友達から不快に思う呼び方をされている。 <input type="checkbox"/> 付き合う友達が急に変わり、大人が友達のことを聞くと嫌がる。 <input type="checkbox"/> 友達から笑われたり、冷やかされたりする。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと常に行動を共にする。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこなどにいつも参加させられている。 <input type="checkbox"/> よくけんかが起こる <input type="checkbox"/> 他の人の持ち物を持たせられたり、使い走りをさせられたりする。
教員との関係	<input type="checkbox"/> 教員の話をしなくなる。 <input type="checkbox"/> 教員と関わろうとしない、避けようとする。



### (3) 相談窓口の一覧

いじめ問題の相談については、学校以外にも、各関係機関が受け付けています。どこがいいのか迷って連絡しても、どの窓口も悩みや情報を受けとめます。また、相談内容に応じて、適切な機関につないでもらえます。

主な相談窓口・専門機関等	電話番号	所在地等
いじめ 110 番	042-724-2867	町田市教育委員会指導課
教育相談	042-792-6546	町田市教育センター
スクールソーシャルワーカー	042-793-2481	町田市教育センター
東京都いじめ相談ホットライン	03-5331-8288	東京都教育相談センター
子どもの人権 110 番	0120-007-110	法務局
八王子児童相談所	042-624-1141	八王子市台町 2-7-13
ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	警視庁少年相談室
八王子少年センター	042-679-1082	八王子市南大沢 1-155-4
町田警察署生活安全課少年係	042-722-0110(代表)	町田市旭町 3-1-3
サイバー犯罪相談窓口	03-3431-8109	警視庁サイバー犯罪対策課
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	042-371-5560	多摩市中沢 2-1-3
東京多摩いのちの電話	042-327-4343	NPO 法人
チャイルドライン	0120-99-7777	(18歳までの子どもが対象)